

鳥羽市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この協会は、鳥羽市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、鳥羽市の歴史、文化、観光、産業等の特性を生かした国際交流、活動を行うことにより、国際意識の高揚と国際友好親善を図り、国際観光文化都市のイメージアップに寄与する。また、多文化共生を目指して地域の外国人住民の福祉の向上を図る。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流活動に対する助成
- (3) 国際交流諸団体への協力
- (4) 国際交流に関する調査及び広報活動
- (5) その他協会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協会は、会員をもって組織する。

2 会員は、協会の目的に賛同する個人、法人及び団体とする。

3 協会の事業について協力を得るため、協力会員を置くことができる。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 10名以上
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、理事会で選任し、総会の承認を受ける。

2 専務理事、事務局長、理事及び監事は、会長が指名し、総会の承認を受ける。

3 専務理事、事務局長、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 専務理事は、協会の職務をつかさどる。

4 事務局長は、出納その他会計事務及び協会の事務を処理する。

5 理事は、理事会を組織し、業務を処理する。

6 監事は、会計及び業務を監査する。

(名誉会員)

第9条 協会に名誉会員として顧問を置くことができる。

顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第11条 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は理事会において必要と認めたときに開催する。

2 総会は次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業及び予算、決算に関すること

(2) 規約の変更、役員承認、その他理事会に関すること

3 総会は、会員の過半数以上の出席を要する。(欠席会員の委任状を含む。)

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、専務理事、事務局長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、協会の運営に関する重要な事項について審議する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(議長)

第13条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第14条 総会の議決は、出席者の過半数(委任状を含む。)をもって決する。

(会費)

第15条 協会の会費は、次に掲げる区分により会費を納入するものとする。

(1) 個人会費 年額 2,000円

(2) 法人又は団体会費(一口) 年額 10,000円

2 前項に関わらず、次に該当する場合は年会費を免除するものとする。

(1) 協力会員のみ登録がある者

(会計)

第16条 協会の経費は、会費、寄付金、その他をもって充てる。

2 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 協会の事務を処理するため鳥羽市市民課に事務局を置く。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成4年5月25日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成7年5月17日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成10年3月20日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和5年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和7年4月9日から施行する。